

令和 4 年 1 月 2 8 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 4 年 1 月 2 8 日（金）

午後 0 時 3 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

1 開 会

2 協議事件

(1) 臨時会の議事日程について

(2) 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による軽易な事項の変更及び追加について（管理者の専決処分事項の指定について）

(3) 組合議会会議規則の改正について

(4) その他

3 閉 会

~~~~~

出 席 委 員（ 5 名 ）

委員長 今城 雅子 副委員長 米本 隆記

委 員 戸田 隆次 委 員 足田 法行

委 員 山本 芳昭

~~~~~

## 欠 席 委 員（ 0 名 ）

~~~~~

出 席 議 員（ 2 名 ）

議 長 岩崎 康朗 副議長 森岡 俊夫

～～～～～～～～～～

当局出席者

事務局長 三上 洋 事務局総務課長 生田 公志

～～～～～～～～～～

議会担当職員

書記長 針田 智子 書記 近藤 隆

～～～～～～～～～～

1 開 会

(午後0時30分 開会)

○今城委員長 それでは、これより議会運営委員会を開会をいたします。協議事件に入ります前に、皆様に一つ御確認いただきたいと思います。マスク着用の件でございます。ただいま、議場のほうでの登壇、このように今大流行ということにならない前は、登壇の場合着用するのではなく、外して登壇してもよいという話にしてあるんですけども、それは申し合わせであるんですが、今回このような状況ですし、管理者や我々議員が着用せずというのは、やはりあまりよろしくないかなというのもありますので、着用のまま登壇いただければ。実際には登壇者は決算委員長の戸田議員さん、そして予算委員長の中田議員さん、それと提案者としての管理者が大体予測されるかなと思いますので。そのような形にさせていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 そうしましたら、本会議の冒頭で議長のほうから御確認いただくということにさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～

2 協議事件

○今城委員長 それでは次に、日程2、協議事件に入りたいと思います。まず、1、臨時会の議事日程についてを議題とします。担当から説明をお願いいたします。

○針田書記長 はい。

○今城委員長 針田書記長。

○針田書記長 それでは、本日の議事日程について説明をさせていただ

きます。資料の１、臨時会の全体の日程の案を御覧ください。この議会運営委員会に引き続きまして、午後１時から組合議会臨時会を開会していただきます。本日の議事でございますが、まず、諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の報告、例月出納検査の結果報告をしていただきます。続きまして、日程第１は、会議録署名議員の指名でございます。本日は今城議員と勝部議員を指名していただきます。次に、日程第２は、会期の決定でございます。本日１日でお諮りいただきます。日程第３は、議案第１４号、令和２年度一般会計の決算認定についてでございます。本件は昨年１１月に開催されました組合議会定例会において、継続審査となったものでございます。議会閉会中の１２月２３日に決算審査特別委員会が開催され、審査をしていただいたものでございますので、決算審査特別委員会の戸田委員長に審査報告をお願いいたします。その後、委員長報告に対する質疑、討論を経まして、議案第１４号の採決をしていただきます。次に、日程第４は、管理者の議案上程でございます。本日は補正予算の１件でございますので、この議案につきまして、管理者の提案理由の説明の後、議案質疑を行っていただきます。１月２６日の正午を通告期限としておりました議案質疑につきましては、発言通告書の提出はございませんでした。質疑終了後の委員会付託でございますが、議案第１号につきましては、補正予算でございますので議会にお諮りいただいて、予算審査特別委員会へ付託いただく運びとなります。ここで、委員会審査のため暫時休憩としていただきます。委員会審査でございますが、まず、所管事務調査が予定されております常任委員会を、総務消防、民生環境の順に開催いただき、常任委員会終了後に予算審査特別委員会を開催いただきます。開催場所はいずれも議場でございます。予算審査特別委員会終了後、本会議を再開していただきます。再開後は、予算審査特別委員会の中田委員長から審査結果の報告をしていただきます。委員長の報告終了後、委員長報告に対します質疑、討論を経まして、議案第１号を採決していただきます。以上が本日の臨時会の全日程でございますが、本日は本会議終了後、ごみ処理施設等調査特別委員会の開催が予定されております。よろしく願いいたします。

○今城委員長 当局から、１、臨時会の議事日程について説明がございました。何か皆様ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 それでは、ないようですので、臨時会の議事日程につきましてはこのとおりとさせていただきます。それではここで、当局の皆様は御退席ください。お疲れさまでした。

〔当局退席〕

○今城委員長 では次に、協議事項の２、地方自治法第１８０条第１項の規定による軽易な事項の変更及び追加について、管理者の専決処分事項の指定についてを議題としたいと思います。資料２－１及び資料２－２を御覧ください。資料２－１は、本件について２月議会定例会での議員発議として提案する議案で、資料２－２は、議案の参考資料ということにしております。本件につきましては、この内容で２月議会定例会に議会運営委員会として提案するよう事務を進めたいと思いますが、皆さん御意見はございませんでしょうか。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 私はこの流れについて了解するんですけども、前回この委員会でも事務局のほうにも指導したんです。指導というか、意見を言ったんですけど、やはり市長、管理者から議長にそういう依頼があって、で、議会として、まあ米子市議会等でいえば代表者会でお話をさせていただいて、じゃあ持ち帰って協議しながら議運で諮るという手順だと思うんです。今回は直接議運で協議をして議員発議をするということは、私はよろしいと思うんですが、事務局にやっぱり丁寧さが、やっぱりほかの議員さんの方々にもそういうふうな、今回は添付しておられますけれども、管理者から議長にそういう依頼があって。で、流れとすれば議会のほうで、今の議運でそういうふうな斟酌をして議員発議をやる、行いますよというやっぱり手順はね、他の議員さんにも丁寧に周知しておいたほうがいいじゃないかなと私はと思いますが。その辺のところはいかがでしょうか。

○今城委員長 こちらの件について、私のほうからも話をさせていただいて、皆さんにちょっと御了承というか、いただきたいと思いますが、さっき市長のほうから、戸田委員さんがおっしゃったとおり、市長のほうから、まあ管理者のほうから議長に対してということで、お願いということが起こっているということで、今回の資料の中にもついております、内容もつけて。そちらのほう、本当は議長のほうから議会運営委員会に諮問という形で出させていただいておりまして、様々、当局の考え方も２回でしたかな、議論させていただいたりとかしながら、確認させていただきながらここまで来たところです。このたび議会運営委員会として議長に諮問をされたものの答申をするという流れになっている。まあ今、現状としてはそうだというふうに認識をしておりますので、こちらのほうで皆さん、前回もこれでいいということで合意をいただいているという段階で、議長のほうにはこのような形で答申をさせていただくという流れになるかなというふうに思います。その議会運営委員会以外

の議員さんたちに、じゃあどうするのかという、今の戸田委員さんのお話だと思っているんですけども、この同じ書類は次、2月議会に提案するという段階で、きちんとした形でお渡しするというところで、今回の件を皆さんにお知らせするという事かなと思いますし、提案のときには委員長として提案をさせていただくという段階で、もし疑義がある、また質疑がということになると、委員長報告に対する質疑ということになるかなというふうに思いますので。その段階で、委員の皆様でいろいろな御意見をいただいたうえでこういうふうになっていったということ、それ以上の内容でお答えすることってというのは、なかなか難しいのかなと思うんですけども。この委員会で御発言いただいたりしたこととか、疑念があってそれをこのような形で当局から話があったんだということ、委員長報告への質疑ということであれば、そういうような形で皆さんにお知らせする、2月議場で、ということになるのかなあというふうに私は思っているところです。それより前に、例えばどこかの形で皆さんを集めてお知らせするという、その手段というのがちょっと難しいのかなあというふうに思っているところもありまして。で、その辺で、この形でさせていただくことはいかがかなというふうに思っているところなんです。皆さんの御意見を。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 私はね、今議運で審議しとるんですけど、やはりそういう内容は、議員発議するわけですので、他の議員さんにも情報提供はやはり事前にされて、きちっと。それで2月の定例会にそれを議案上程をするというような流れのほうが、私はいいんじゃないかなと思うんですよ。私たちが情報を知っていて、他の議員さんは全く情報がないというのでは不公正というか、その辺のことがあるので、委員長名で今のそういう情報提供をきちんとなされたほうが肝要ではないかなと私は思っておるんですよ。

○今城委員長 技術的というか、文章とかで、こういうことになりましたということ、2月の議会の議案等と一緒にではなく、それよりも事前ということとは可能でしょうか。はい、針田書記長。

○針田書記長 一応担当といたしましては、本日、この中身で2月に提案するという事を御確認いただきましたら、それをもちまして委員長から議長に対して、議運の結果ということで答申なり回答ということで、こういう形で2月に提案しますよということを御報告いただきまして、それを受けて議長から全議員の皆様に御報告を、こういう形で議運から2月に提案されますという形での御報告をお願いするという、一応段取

りにさせていただけたらなと考えております。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 あのね、結果報告だけを求めているわけではないんですよ。こういう審議をされたというような経過の、やはり初めに情報を提供をきちんとされて。で、きちっと今審議をしていますよというような丁寧さが無いとおかしいんじゃないですかと言っておる。だから1月、先般の委員会のときにも当局にそういうこと申しあげたんですけど、全くそれがなくて、今回ポンと今の管理者が議長に対しての依頼文書が出てきたので、じゃあそれと同じように各議員さんにも同じような、議運で協議をしていますよという事前の情報報告を徹底されて、議運で斟酌された結果で議案上程していくんだという流れだと思うんですよ。その前の事前の情報としてはあげないといけないんじゃないですか、丁寧さがあっても丁寧さがそこ欠けてはいけないではないですかと私は申しあげておるんですよ。

○今城委員長 えーとね、戸田委員さん。おっしゃっていることは、よく分かっているところで。ですが、議運できちんと、これで行きますねってということが決まっていけないものを、皆さんにお配りするというそのものが、まだ途中の段階ですよ。議運としてきちんと意思決定としてなっていません。今日、今ここでしているわけなんですけど、実際は。なっていないものを皆さんにお配りして、やーここは自分はいけんと思うわとか、やーこのことがどげだわっていう話になったら、結局のところ議運での決定することが結局できないという状態になってくるのではないかなと思うんです。そうするとやっぱり、ここできちんと決定しましたということそのものを、皆様にはこのような審議の過程を全部出すかどうかということは別にして、このような流れでやりましたということが、もしつけれるとすれば、そういうことをつけて、議運から議長に、そして議長から皆さんにということになると、決まってないことを皆さんにつていうことになるんだったら、この審議の間に傍聴していただいておくということが必要だったわけですから。傍聴はしてくださいということはあるわけで。そこのところが丁寧でないというふうに議会としてね、ということになるというのはちょっとどうかなと思いますし、やはりここできちんと決めてからということが必要だと、委員長としてはそういうふうに思っているところですが。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員さん。

○戸田委員 確認ですけど、前回この案件については、この委員会で説

明されませんでしたか、当局のほうは。

○針田書記長 はい。

○今城委員長 はい、針田書記長。

○針田書記長 前々回の議運で最初に提案がございまして。その時点で、増減があって元の金額になったときにはどうなるかというようなことが懸案として出ましたので、その件に関して、その次、前回の議運で当局が説明をさせていただいたと思います。でも、議運の資料というのは全ての議員さんに常にお送りしておりますので、どういったことが議運で協議されているかというようなことは一応全ての議員さんにはお知らせしてありますので、いきなりそんな話が出ていうことをおっしゃる事態にはなっていないと、担当としては考えております。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 じゃあ、議運で説明されたから、議運でもうそういう協議に入っているという認識でいいんですか。

○針田書記長 はい。

○今城委員長 はい、針田書記長。

○針田書記長 全ての議員さんは、という意味にてお尋ねかと思えますけれども、一応議運でこういう協議が行われているということは全ての議員さんにお伝えはしておりますので、皆さん御承知いただいていることと考えております。

○戸田委員 了解。

○今城委員長 はい、森岡副議長。

○森岡副議長 すみません。先ほどの針田書記長のことなんですが、境の市議会でも私のほうから皆さんには、こういう案件が出ていますよということを報告はしておりますので、今、戸田委員がおっしゃったように、ほかの方はもう今通知していますし、ほかの恐らく議会の方もそういうふうにされているんじゃないかなというふうに思うんですけど。出ていないんですかね。

○今城委員長 それぞれ議会によって扱いはどうされているかということとはちょっとあれなんですけれども、分からないところなんです。少なからず各議会から選出されてくださっています当議会の議員さんには、同じように資料提供していただいていることは全部ありますので。その時点で認識をしていただいてないというふうに言うと、いや、どうやって伝えたらいいだかいな、という話になっちゃうかなというふうに思いますので。これは認識していただいているという、二度の審議を経ていますし、委員会に出てますということで、このままの形で今日お決めい

ただいたら、議長からという形で皆さんにもう一度お知らせいただいて2月提案ということにさせていただきたいなというふうに思いますので。今、戸田委員さんが了承していただいたということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。次に、協議事項の3ですね。組合議会会議規則の改正についてということでございます。資料の3-1、資料の3-2及び資料3-3ということで御覧くださいませ。本件については、前回11月25日にお示しした組合議会会議規則の改正案に対しまして、委員の皆様から御意見をいただきました。内容につきましては、12月16日付で皆様にお知らせしておりましたが、同じものを3-1、資料3-2というふうに。また、本件について、2月議会定例会での議員発議として提案する議案として資料3-3というふうに、議案の参考資料ということで今日皆様のお手元にあるというふうに思っております。あらかじめ申し訳ありません。これ全てが終わりますことが前提なんですけれども、もし時間までにちょっと終わらないということでしたら、暫時休憩させていただいたうえで、ということをお知らせさせていただいておりますので。丁寧にやりたいと思いますが、きちんと一つ一つやらせていただきたいと思います。資料3-1の2、意見の取扱いの1についてということでございます。まず、発言について。一番大きいものというのが第54条質疑の回数というところで、原案、今は2回ですということに対する御意見をいただいているんですけれども。原案どおりという委員さんがお二人、そして足田委員さんは決めかねているということ。山本委員さんは最初に3回ということをお提案いただいておりますので。足田委員さんがどちらとも言えないというふうに御回答ですので、今の状態でどうなのかなってことを、今日決めないといけないところでもありますし。足田委員。

○足田委員 はい、2回で。まあ、いろいろ後で聞かせていただいて、2回でいいと思います。

○今城委員長 承知しました。今日は全員とも現行どおりという2回ということで。で、山本委員さんが3回ということ言ってくださっているところなんですけれども、米本副委員長さんから付言というか、事前通告制を執るということによって、きちんと的を射た1回目を御答弁いただくということとともに2回で十分だと。十分かどうかということはまた別として、2回ということでもいいのではないかという御意見を頂戴しておりますので、まず、この議運でもまた御確認いただくということをお

踏まえてなんですが、きちんとした、町村の皆さんでは事前通告制とかヒアリングがないというふうにおっしゃっているところもどうもあるそうなんですが、当議会としましてはきちんと通告制をとっておりますので、通告をして事前ヒアリングをきちんとしたうえで、1回目はきちんとした答弁を、的を射た答弁を得るということを踏まえて2回ではいかがですかということを提案させていただきたいなというふうに思うんですが。

○**山本委員** 委員長。

○**今城委員長** はい、山本委員。

○**山本委員** そういう通告制というのを知りませんし、そのヒアリングというところも日南町はしませんので、ちょっとイメージがつかめないのですが。事前に質疑について執行部に通告をします。で、その内容について執行部から聞き取りをされるんですか、議員は。

○**今城委員長** この内容については、どのような内容で、どのような角度として聞いていらっしゃるのかとうことが、例えば一般質問をするときとかなんかのヒアリングと同じような形で、質疑の内容をヒアリングをしてもらったうえできちんとしたお答えをして、それでも疑義がある、まあ議案質疑ですので、疑義があるという場合は2回目にしていただくという流れになっているというふうに認識をしております。

○**山本委員** 私はやっぱり不信任といいますか、考え方を持っていました。ここの事前通告制というところにもちょっと疑義を感じます。質疑ですから、議案をもらってすぐ対応できるかっていったら、なかなかできない。それを事前に通告しておいていくっていうのも時間的な制限もあったりすると難しいと思うんです。うちの議会でいきますと、議案に対しては当日質疑をしますので、事前に通告なんかはしませんから、そういうイメージはまずありませんし。一般質問でしたら、全体のその行政に対する質疑、質問をするわけですが、議案に対して事前に通告しておいて、それをまた制限を加えていくということ自体が、何か私たちは理解ができないのですが。うちは回数の制限もしていませんし、その議案に対して議論を深めていくためには回数の制限というのはおかしいという考え方があるので、そういう考え方に基づいて回数の制限はしていませんから。それを3回を、事前通告をしていてヒアリングを受けてから2回っていう、ここ自体も何かこう、ちょっとね、違和感を感じますね。

○**今城委員長** 分かりました。そうしますと、本会議の時間も迫っております、多数決ということになるべく、もう一つ山本委員さんから提案してくださっていることもございますので、大変申し訳ないんですが

暫時休憩ということにさせていただいて、特別委員会が終わってからということになると遅くなるかもしれませんが、御協力いただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 そうしましたら、暫時休憩いたします。再開は特別委員会の終了後ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後 0 時 5 4 分 休 憩

午後 4 時 0 8 分 再 開

○今城委員長 ただいまより議会運営委員会を再開いたします。休憩前に、資料 3－2 の意見の取扱いというところ、質疑の回数 2 回、3 回の決定というところで暫時休憩させていただいております。山本委員さんから、事前通告というところも質疑というところに、特に議案の質疑というところについては、ちょっとそぐわないというようなお話も頂戴したところでした。取りあえず確認ということで、皆様お持ちになっていらっしゃる 3－2 を少し見ていただければと思うところなんです。3－2 の 1 1 ページ。このたび新たにしますという内容の条文のところの、第 6 章 発言として、4 9 条の、発言の通告及び順序というところで、これは案件としては新設になるところになるのですけれども。ページよろしいでしょうか。この新設になるところというのは、ほとんどがこれまで米子市の会議規則を準用している、例の 5 5 条のところ準用しているというところになっている内容になっております。この 4 9 条として新たに作るというところで、会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明については、この限りでない。というところと、その次の項で、発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。という、これまで準用してきた米子市の規則の中にこのようにあるということを準用してまいりましたが、新たにこれを盛り込むという形でやっていくということ、これまでのところで御協議いただいていたという、1 条 1 条全てというわけではなかったかも知れませんが、そういう経緯があるということを確認していただいたうえで、質疑の回数というところになってまいります。質疑の回数についてのところが、次、ただいま協議いただきます 5 4 条のところに入るといいます。5 4 条の四角のところですね。まず、これまでどおり 2 回ということでしたら、これまでも 2 回以内に

するということで準用してきておるところですので、もちろんここは当初の27条というところで記載されていたものですので、皆さんの、今回のこの今、回数部分で合意できないということになると、このままここは構わないでそのままというか。回数決めないというわけにはいかないものですから、準用という形を含めてこのままの形になるのかなというふうに考えています。今御提案いただいている3回というところについてを、もし今回決めるということになりましたら、この54条、もう一つ作っていただいているんですけれども、54条のところ、3回を超えることができない。という記載になるというふうな形になると思います。先ほども申しあげたんですけれども、なるべく決を採るという形ではない、皆さんで合意できるようなところでというふうに思っているんですけれども。皆様の御意見を頂戴したうえで、合意ができないということになれば、回数を決めないというわけにはいかないの、現状としてはこの省略と書いてある、結局今のものを準用しながら2月には上程した上で、次回以降の改正というところに向かってもう一度協議をするというふうになるのかなというふうにも考えたりもするんですけれども。皆さんの御意見を伺いながら、回数について結論としてのものを集約していきたいかなというふうに思っておりますので、御意見を。その他、山本委員さんからは頂戴したところですので。はい。

○山本委員 私は、先ほど言われました発言の通告書というところを読んでませんで、認識が全くなかったんですが。考え方として、なぜ2回に制限をしなければならないのかというところが理解できなくて。基本的には僕は回数を制限しなくてもいいと思うんですけど。町村議会の標準会議規則に3回ということが出ておりますし、私は3回でお願いしたいと思いますが、先ほど委員長、皆さん全員の同意をということでしたけれども、私は多数決採っていただいても結構です。皆さんの意見で決めていただければいいと思いますので。私は3回をお願いしたいと思っております。

○今城委員長 はい、承知しました。じゃあ続けて足田委員さん、御意見があれば。

○足田委員 最初は迷った部分があったんですけど、しっかり事前通告とって、言いたいことがしっかり言える環境ならば2回で十分じゃないかなというふうに思ったものですから。私は米子市のやり方でしっかりできればいいんじゃないかなと、私は思いました。

○今城委員長 続いて、戸田委員さんから。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員さん。

○戸田委員 今、足田委員さんがおっしゃった米子市議会とは2回でと。で、まあ質疑を聞いてと。それで深掘りしたり、多角的に議論するといふのであれば、各個質問、一般質問でやっていくんだというようなスタンスになっておりますので、議論の阻害には私はならないと。逆に言えば、一般質問でやればいいじゃないかという考え方があるものですから。議案質疑2回ということで考えております。

○今城委員長 米本副委員長。

○米本副委員長 私は2回でもいいじゃないかというのは、事前通告した場合に、当局のほうからその質問内容についてどういった趣旨ですかということで問い合わせがあるんですよ。大体がね。

○針田書記長 いいですか。

○今城委員長 針田書記長。

○針田書記長 今、米本委員さんがおっしゃるとおりで、実際、通告をいただきますと、日程を調整させていただいて、言外に含まれる意味とか、書いてあることに対してどういったお答えを求めておられるのかということをお伺いしたうえで一応答弁を用意させていただくということをしてしております。以上です。

○米本副委員長 そこまで当局のほうがしてくれるということになれば、自分がどういった感じで発言したいか、聞きたいかということは、よく理解してもらったうえでの答弁になるので、そのうえに、まだそこで足りないことがあったらまたそこで聞くということになれば、3回までは要らないのではないかなというのと、もう一個は、最後にこの条文の中に、特に議長が認めたときというのが書いてあるんですよ。それががあるので、私はその辺のところがあって2回でもそういうふうな受け答えができるのでいいんじゃないかなというところがあったので、2回でもいいかなというふうに思ったんです。

○今城委員長 承知いたしました。ありがとうございます。今、山本委員さんから、決を採っていただいてもというふうな御意見もいただきましたので、採らせていただくということで構いませんか。そうしましたら、皆さんの御意見が2回というほうが多いと思いますが、確認という意味で、2回ということで、2回以内と、超えないということで条文としては作らせていただくということで、御賛成いただける方は挙手をお願いします。では、ありがとうございます。そういたしましたら、こちらの質疑の回数は、これまでどおり2回というところで、今回の上程の場合はさせていただくということで。今後、議会も生き物だと思っておりますので、このように作らせていただいて非常に支障があるということでしたら、また次回とかというところになるのか、次期ということ

になるか分かりませんが、議会運営委員会のほうでも、また皆様から御提案いただいたりするという必要かなと思いますので、その辺はお含みいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。続きまして、これもまた山本委員さんから御提案いただきました２番ですけれども、新たに提案された意見ということですので、確認をさせていただきますと、当局に対する反問の件についてでございます。この件につきましては、前回のときに山本委員さんから御提案の趣旨、もちろん書面にも書いていただいているんですけど、趣旨をいただいております。もう一度ということでしたら、付け加えてとかってということでしたら御発言あればと思いますが。

○山本委員 このとおりです。

○今城委員長 承知しました。ということで、新たな提案してくださったという御意見だということで。まず、今回の２月上程を目指しております議会会議規則の中に、まず盛り込むか、というところからお諮りしたいと思います。私もこの御提案をいただいてから、米子市の議会事務局や、また様々な米子市のほうの基本条例とか関わってくださったような議員さんもまだいらっしゃいましたので、ちょっと後学のために御意見頂戴したりとか、勉強させていただいて、決して悪いことではないと。きちんとした明文化をしたうえで担保していく。当局に対して担保していくということとともに議論がしっかりと深まっていく、的を射た形になるということでは、とてもいいことではないかというような意見もいただきました。ということ添えまして、皆様の、まず今回に盛り込むかどうかというところをお諮りしたいと思います。御意見ございましたら。では、今回盛り込むということでよろしいでしょうか。

〔「いいですよ」と声あり〕

○今城委員長 そうしましたら、条文の内容に関してなんですが、山本委員さん、当局の皆さんがこのように条文のところをつくってくださっているようですが、このような内容でよろしいでしょうか。この内容で、と言ったほうがいいですね。よろしいでしょうか。読みましょうか。

〔「いいんじゃないですか」と声あり〕

○今城委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 そうしましたら、この条文というのが５０条の後にというふうに御提案いただいております、確かにその位置かなというふうにも担当とも話をしております。そうなりますと、今回皆様にお渡しをしておりました資料の３－２のところ、５０条の後に入れますので、それ以降の条文が一つ一つずれていくということで、条文が一つずつ増

えている。条文の番号が、条番ですね。が増えていくということで取扱いをして、準備を進めさせていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 では、そのように準備をさせていただきたいと思います。本件につきましては、この内容で2月議会の定例会に提出するという事務を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この件で御異議ございませんね。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 はい、ありがとうございます。では、御異議なしと認めて、そのようにさせていただきたいと思います。次に、協議事項の4、その他でございますが、担当及び委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。

○針田書記長 はい。

○今城委員長 針田書記長。

○針田書記長 失礼いたします。令和4年度の議会閉会中の常任委員会の開催につきまして御相談をさせていただきます。実は昨年のこの議会運営委員会におきまして、閉会中の常任委員会の開催について方針決定が出されました。原則として構成市町村の定例会及び本組合議会の開催予定がない月に開催するものとする。開催予定については、2月開会の定例会前の議会運営委員会において、翌年度の開催日程について確認するものとする。このように申し合わせがなされております。そこで、2月、次回定例会前の議会運営委員会において、令和4年度の常任委員会の日程を皆様に確認していただこうと思ひまして日程調整の段取りをいたしましたところが、御承知のとおり境港市さん、それから米子市さんでそれぞれ議会議員の選挙が予定されておりました、どちらの事務局においても、現時点で令和4年度の議会日程を固めることができないというお返事をいただきました。今までのやり方ですと、米子市議会、境港市議会、それから町村議長会のそれぞれの御意向を確認しまして、御都合のいいところで設定をさせていただいているということがございましたものですから、今回、同じようなやり方をすることが困難になってきております。そこで事前に、米子市さん境港市さんが決まらないのであれば、こちらから先に日程を押さえさせていただくということが可能でしょうかというお尋ねもいたしましたが、その件に関しては若干難しいというお返事をいただいております、現在調整できていないという状況でございます。それで、原則としての開催方針にのっとりしますと、令和4年度は米子市の定例会が7月に予定されておりますので、構成市町

村さんの議会があるのが、6月・7月・9月・12月、そして翌年の3月というふうになっております。組合議会の予定がございますのが、定例会は11月と今回1月の臨時議会、それに2月の定例会ということでございますが、境港市議会の改選によりまして副議長が空席となりますことから、組合議会を5月に臨時会開催いただきまして、そこで副議長を決めていただきたいということを考えております。これは現時点で、5月に当局側に提出議案がない場合でありまして、議長請求ということで、5月には一回臨時会を必ず開催をいただきたいというふうに考えておりますので、それを踏まえますと、閉会中の常任委員会で日程調整ができますのが、4月・8月・10月の3回でございます。そこで、ここで御確認いただいて御了承いただければと思いますのが、4月新年度になりまして、米子市、境港市、それから町村議長会におきまして、新年度の日程がきちんと固まった時点であるべく早い段階で日程調整をさせていただいて、議会運営委員会の正副委員長で御協議いただいたものを、案として委員の皆様にお諮りして決めていただくということでいかがでしょうかということでございます。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 いかがでしょうか。まず、一つ確認として申しあげたいと思います。本来でしたら2月の定例会に皆様に予定をお示ししたうえで、議員の皆様全員にも日程を取っていただくという形で空けていただくという、そういうような形にしましょうというのが去年の申し合わせでしたところですが、今のような事情で、それがちょっと不可能であるという状況になりました。ということで、大概の議会では3月の終わり頃に次年度の日程が決まるかなと。これは選挙に関係なく決まるのではないかなということを踏まえて、早い時点で担当からきちっと予定表を押さえてもらえるということができました段階で、正副で一度協議をさせていただいたうえで、書面で皆様に協議をしていただくかということ踏まえて全議員の皆様にお示しをする、御連絡をさせていただくという流れではいかがでしょうかと思っております。ちょっとイレギュラーな形ではあるんですが、そうなったときに4月に入ってから、もしかしたら、今、書記長が言ってくださったみたいに、4月になってからでないと、もしかすると書面を皆様にお渡しすることができないということであれば、4月の閉会中の委員会というのが、もしかすると日程的に取れないのかもしれないということもあり得る。しかし4月に報告案件等がなければ、そもそも開催しないというお知らせをしないといけませんし、もしあるということであったとしても、ちょっとタイミングがどうかとは思いますが、5月に副議長の選挙をしなければならないという事情もありますので、5月のとき

に報告案件で間に合う案件があればというところにも、少し含みを持ってお考えいただければなというふうに思っています。どうしても4月の段階で報告案件を必ずさせていただきたい、ということであれば、その時点で、皆様と一度担当から連絡を取ってということになるのかもしれないとは思っておりますが。そのような段取りにさせていただければと思ひまして、皆様の御意見を頂戴したいと思います。

〔「はい、いいですよ」と声あり〕

○**今城委員長** よろしいでしょうか。

〔「大変ですが、お任せします」と声あり〕

○**今城委員長** そうしましたら、一番大変なのは担当の日程調整だと思いますが、分かった段階で情報をちょっと入れて、皆様と書面ですが協議させていただくということですのでよろしくお願いいたします。あと、議長はお帰りになりましたんですけど、副議長何かございますか。

○**森岡副議長** いや、ございません。

~~~~~

### 3 閉 会

○**今城委員長** そういたしましたら、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

(午後4時27分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今城 雅子